

【福祉割引について】

身体障がい者福祉法第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている方、および知的障がい者の療育手帳の交付を受けている方、ならびに精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方は下記の割引が適用となります。

| 身体障がい者手帳および療育手帳 | | 精神障がい者保健福祉手帳 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 第1種 | 第2種 | ご本人 |
| ご本人・介護人 | ご本人 | |
| 5割引（10円単位切上げ） | 5割引（10円単位切上げ） | 5割引（10円単位切上げ） |

《ご利用方法》

降車の際に該当する手帳を運転士に提示し、割引運賃をお支払ください。

《その他》

介護人の方の割引はお一人のみ適用されます。（精神障がい者保健福祉手帳を除く）
また、身体障がい者手帳もしくは療育手帳をお持ちのご本人と同一乗車する場合に限って、割引運賃を適用します。

※各手帳の旅客運賃減額欄への記載は自治体により異なるため、記載がない場合は事前に自治体に確認していただき、福祉事務所などでの書き換えが必要です。

※定期券の割引につきましては、3割引となります。詳しくは各窓口へお問い合わせください。
(10円単位四捨五入)